

江戸川運動公園野球場利用案内

○利用時間

期 間	利用時間	駐車場等の開閉時間
4月1日～9月30日	午前8時～午後6時	午前7時30分～午後6時30分
10月1日～3月31日	午前8時～午後4時	午前7時30分～午後4時30分

※12月29日～1月3日の間は終日閉鎖します。

○利用時間帯

	利 用 時 間 帯	備 考
第1部	午前 8時～午前10時	
第2部	午前10時～正 午	
第3部	正 午～午後 2時	
第4部	午後 2時～午後 4時	
第5部	午後 4時～午後 6時	10月1日～3月31日は利用できません

※準備時間及び後片付け時間を含めて2時間での利用となります。

○申し込み方法

スポーツ振興課窓口 または まんまるよく で申込ができます。

※窓口受付は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで

- ・利用日の2ヶ月前の月の19日から利用日当日まで、先着順に申込を受付します。
- ・回数の制限はありませんが、同日の同時時間帯に複数の面を申し込むことはできません。
- ・市主催のイベント、グラウンド整備、優先団体の利用などにより、予約を受付できない場合があります。

○使用料等

- 基本使用料・・・5市1町内（草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町）に在住、在勤、在学の方の使用料です。

種 別	使 用 料		
	平日・土曜日	日曜日・祝日	備考
一 般	1, 2 0 0 円	2, 5 0 0 円	1面2時間あたり
高校生以下	6 0 0 円	1, 2 0 0 円	

- 増使用料（基本使用料に加算する額）

市外の方が利用する場合	基本使用料の10割の額を基本使用料に加算
入場料等を徴収する場合	1人1回について徴収する最高の入場料等の100倍の額を基本使用料に加算
営利、宣伝を目的する場合	基本使用料の4倍の額を基本使用料に加算

※それぞれの場合が重複するときは、該当するもののうち最高額のみを加算します。

例）市外の方が平日に利用する場合

基本使用料 1, 2 0 0 円 + 増使用料 1, 2 0 0 円 = 2, 4 0 0 円

基本使用料の10割の額

○使用料の支払い方法

① 窓口での申込の場合

申請時に現金でのお支払いとなります。

利用許可書と領収書は使用料の還付の際必要になりますので、大切に保管してください。

② まんまるよやくでの申込の場合

利用月の翌月末日（金融機関が休日の場合は、翌営業日）に口座引落となります。

○予約の取消

～10日前	9日前	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	利用日
取消料なし	取消料（使用料と同額）あり									

① 窓口で予約した場合

窓口で許可書（領収書添付）をご持参のうえ、利用許可取消申請書を提出することにより、予約を取消することができます。

なお、利用日の10日前までに予約を取消した場合は、許可書（領収書添付）をご持参のうえ、還付申請書と振込先記入用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

② まんまるよくで予約した場合

まんまるよくで予約の取消ができます。

ただし、利用日の9日前から取消料がかかりますのでご注意ください。

○使用料の還付（降雨等により施設が利用できなかったとき）

① 窓口で予約した場合

利用できなかった日から10日以内に、窓口で許可書（領収書添付）をご持参のうえ、還付申請書と振込先用紙を提出していただくことにより、使用料を還付いたします。

② まんまるよくで予約した場合

利用できなかった日から10日以内に、三郷市スポーツ振興課（☎048-930-7760）に利用できなかった旨を電話またはメールでご連絡いただくことにより、使用料が口座引落されないよう手続きいたします。**（まんまるよくからの取消操作は不要です）**

なお、ご連絡後にまんまるよくにて予約が取消されていることを必ずご確認ください。

○利用上の注意事項

- ・個人での利用はできません。
- ・河川敷に立地しているため、川の増水により使用できないことがあります。
ご予約後、グラウンド保護のためご利用をご遠慮いただく場合があります。
- ・利用時間は厳守してください。
- ・公園内は火気厳禁です。
- ・食事や飲酒、バーベキュー、キャンプ（デイキャンプを含む）は禁止です。
- ・ゴミ等は、必ず持ち帰ってください。
- ・グラウンド不良等によりご利用できない場合がありますが、基本的に利用者でご判断をお願いします。
- ・車両等は、所定の場所に駐車してください。
管理用道路への駐車、公園内への乗り入れ等はしないでください。
管理用道路を車で通行する際は徐行し、他の利用者に注意してください。
- ・駐車台数に限りがありますので、乗り合わせでお越しくださるようご協力ください。
- ・申請した利用目的以外では使用しないでください。
- ・無断利用やゴルフなど第三者に被害を及ぼしかねない危険な行為は絶対に行わないでください。見かけた方は、スポーツ振興課までご連絡ください。

① 野球場について

- ・硬式ボールは使用できません。
- ・1面と4面は、少年野球およびソフトボールのみ利用可能です。
- ・2面と3面は現在使用できません。
- ・競技用白線は、利用者側で引いてください。（ラインカー等の貸出はしていません）
- ・ベースは、利用者側でご用意ください。
- ・使用後は必ず内野整備を行ってください。